

# 総務委員会資料

## 2 所管事務の調査（報告）

### (1) 川崎市計量検査所の移転について

資料 川崎市計量検査所の移転について

参考資料 施設概要

経済労働局

令和5年8月25日

## 1 概要

- (1) 所属：経済労働局産業政策部消費者行政センター  
計量検査所（3類事業所）
- (2) 所在地：川崎市藤崎3丁目1番10号
- (3) 面積：敷地 628.95㎡ 延床 513.33㎡
- (4) 業務内容（根拠法令：計量法）  
ア 立入検査：①定期検査②量目検査 イ 分銅の校正  
ウ 計量知識の普及啓発
- (5) 職員数：5名（所長〈係長級〉1名・事務職員4名）

## 2 役割と現状

- (1) 役割  
市内の事業所における適正な計量の実施を確保するため、学校等の体重計や調剤薬局等で使用するはかりの定期検査（年間約2,500個）及びスーパー等で詰込みを行っている商品量目の立入検査（年間約1,250個）並びに電気メーターや水道メーター等の有効期間のある特定計量器の立入検査等（年間約758,000個）を行っている。
- また、企業や専門家による先進事例の発表会や講演会の実施により計量管理の推進を行うとともに、夏休み親子計量教室や計測技術講習会により計量知識の普及向上等に取り組んでいる。
- (2) 現状  
施設は昭和60年4月に竣工した築38年の建築物であり、老朽化に伴う施設維持のための経費支出が課題となっている。
- また、計量業務の委託化を進めてきた中で、1.0tの分銅や分銅運搬用ベルトコンベア及び天井クレーン等の不要機材並びに使用しない検査室など、施設規模の見直しが必要な状況である。
- 【施設整備費及び維持管理費】
- |            |         |     |         |         |
|------------|---------|-----|---------|---------|
| ・令和元年度 整備費 | 3,917千円 | 管理費 | 1,555千円 | (決算額)   |
| ・令和2年度     | 3,194千円 |     | 1,558千円 | (決算額)   |
| ・令和3年度     | 1,348千円 |     | 1,583千円 | (決算額)   |
| ・令和4年度     | 517千円   |     | 1,697千円 | (決算見込額) |
| ・令和5年度     | 792千円   |     | 1,902千円 | (予算額)   |

- (3) 展示物  
江戸時代の「ます」や「はかり」など、貴重な資料等約200点を展示し、市民や事業者に公開を行っているが、ここ数年は少数の来場に留まっている。

## 3 今後の方針

- (1) 事務室  
新本庁舎整備に伴い、消費者行政センターが令和6年2月に川崎フロンティアビル（川崎市駅前本町11番地2）から川崎御幸ビル（川崎市砂子1丁目8番地9）へ移転予定であることに合わせて、施設の老朽化と施設規模の見直しの課題に対応するため、計量検査所の事務室を川崎御幸ビルへ移転することとする。これにより施設整備費等の施設維持費の削減及び計量器や所有分銅の数の適正化により予算の縮減を図る。
- また、移転の広報については、市政だよりや市ホームページなどにより広く周知を行っていく。
- (2) 展示物  
展示物は、国家資格を有する計量士とともに選定を行い、川崎市産業振興会館（幸区堀川町66番地20）内の適切な場所へ移転することにより、市民や事業者にも広く公開を継続することとする。
- (3) 計量検査所  
事務室及び展示物の移転後に、現施設の計量検査所としての用途を廃止することとする。

## 4 移転に伴う課題と対応予定

- (1) 立入検査業務等  
専用の量目検査室で実施していた、はかりの器差検査（※1）及び試買検査（※2）等については、移転先に新設される消費者行政センター内研修室で行うこととする。また、法の定めによる、商品量目立入検査及び有効期間のある特定計量器の立入検査や事業者に対する計量管理の推進・普及向上等の取組は、現状の業務水準を維持することとする。
- (2) 基準分銅の校正業務  
検査に使用する分銅の校正に必要な恒温室（※3）の設置には、多額の施設整備費及び維持管理費が必要となることから、移転後は恒温室の設置をせず、他の計量特定市（※4）と同様に県計量検定所へ基準器検査の申請を行い検査手数料（年間約10万円）を支払うことで調整をしている。
- (3) 計量検査所の施設廃止後の対応  
今後の利活用の調整について、関係局と多角的な視点からの協議が必要であることから、令和6年度以降は利活用が決定するまで、機械警備、周辺清掃等の最小限（年間約50万円）の施設管理を行うことを見込んでいる。
- ※1 使用するはかりの精度を確認する検査  
※2 商品を実際に購入し、内容量表示が適正であるかを確認する検査  
※3 分銅の校正を行うため、24時間の空調管理で室温25度、湿度40～50%を維持し、振動がなく、磁気を帯びないことを維持する施設  
※4 計量法により計量に関する職務を県に代わって行うことができる市町村・特別区

【川崎市計量検査所】

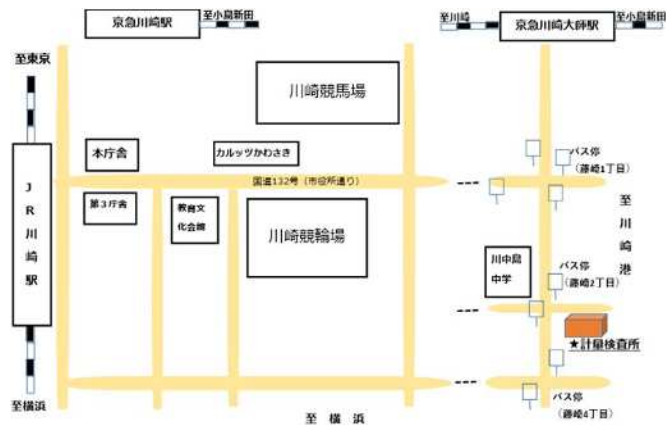
1 概要

- (1) 所在地 川崎市藤崎3丁目1番10号
- (2) 敷地面積 628.95㎡
- (3) 建築年数 築38年（昭和60年4月竣工）
- (4) 延床面積 513.33㎡（1階314.48㎡、2階198.85㎡）

2 平面図



3 位置図



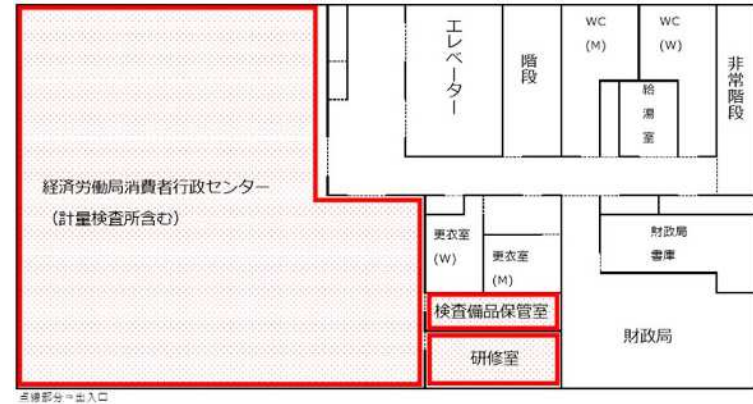
川崎御幸ビル5Fへ移転

【川崎御幸ビル5F】

1 概要

- (1) 所在地 川崎市砂子1丁目8番地9（川崎御幸ビル5F）
- (2) 敷地面積 743.56㎡
- (3) 建築年数 築12年（平成23年9月竣工）
- (4) 延床面積 約290㎡（消費者行政センター・検査備品保管室）  
その他（地下倉庫・公用車駐車場）

2 平面図



3 位置図

